

議案第45号

平成26年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成26年度館山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成26年9月1日提出

館 山 市 長 金 丸 謙 一

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
クレジット収納システム手数料	平成27年度	500

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	地方債	その他	一般財源
クレジット収納システム手数料	500			平成27年度	500			500	

(単位：千円)